

愛知県地域医療支援センター運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「愛知県地域医療支援センター」（以下「センター」という。）の運営が、地域の医療関係者等の合意のもと、愛知県地域医療支援センター設置要綱（以下「センター設置要綱」という。）に定める目的、業務等に沿って効果的に行われるよう、センター設置要綱に基づき設置される「愛知県地域医療支援センター運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の業務、構成員等について定めるものとする。

(業務)

第2条 運営委員会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 医師の地域偏在を解消するに当たっての問題意識や情報等の地域医療関係者間による共有
- (2) センターの運営方針及び業務内容の検討
- (3) 医師のキャリア形成支援のための有効な方策の検討
- (4) 専門医制度における専門研修についての協議
- (5) その他、センターの業務に関する重要事項の検討

(構成員)

第3条 運営委員会の委員は、大学、関係医療機関、医師会、市町村、保健所等の代表者等から、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 運営委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうち互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、専門の事項を協議するため、部会を設置することができる。

2 部会は、協議の結果について、運営委員会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、愛知県健康福祉部保健医療局医務課地域医療支援室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関する必要な事項は、愛知県健康福祉部保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。